

議案第 23 号

小城市学校適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示

小城市学校適応指導教室設置要綱(平成 19 年小城市教育委員告示第 4 号)の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市学校適応指導教室の名称を変更するため、小城市学校適応指導教室設置要綱の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 号

小城市学校適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示

小城市学校適応指導教室設置要綱（平成 19 年小城市教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小城市子ども支援センターほたる設置要綱

第 1 条中「適応指導教室」を「子ども支援センターほたる」に、「教室」を「ほたる」に改める。

第 2 条から第 4 条までの規定中「教室」を「ほたる」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第23号 小城市学校適応指導教室設置要綱（平成19年小城市教育委員会告示第4号）の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>小城市学校適応指導教室設置要綱</u> （設置）</p> <p>第1条 この告示は、心理的要因、情緒的要因、いじめ等により登校できない状態にある児童生徒に対して、個別又は小集団での適切な相談及び指導を行うことで社会的自立を促し、学校や集団での生活に適応する力を育み、学校への早期復帰を援助するため、<u>通級制教室として小城市適応指導教室</u>（以下「<u>教室</u>」という。）を設置する。</p> <p>（開設期間等）</p> <p>第2条 <u>教室</u>の開設期間、開設日、時間等は、次のとおりとする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 <u>教室</u>は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（入級対象の児童生徒）</p> <p>第4条 入級対象となる児童生徒は、次の各号のいずれかに該当し、在籍校の学校長が入級を認める者とする。</p> <p>（1）小城市内に居住する児童生徒で<u>教室</u>における指導が効果的と見込まれるもの</p> <p>（2）本人及び保護者が<u>教室</u>に入級することを希望する児童生徒</p>	<p style="text-align: center;"><u>小城市子ども支援センターほたる設置要綱</u> （設置）</p> <p>第1条 この告示は、心理的要因、情緒的要因、いじめ等により登校できない状態にある児童生徒に対して、個別又は小集団での適切な相談及び指導を行うことで社会的自立を促し、学校や集団での生活に適応する力を育み、学校への早期復帰を援助するため、<u>通級制教室として小城市子ども支援センターほたる</u>（以下「<u>ほたる</u>」という。）を設置する。</p> <p>（開設期間等）</p> <p>第2条 <u>ほたる</u>の開設期間、開設日、時間等は、次のとおりとする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（業務）</p> <p>第3条 <u>ほたる</u>は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（入級対象の児童生徒）</p> <p>第4条 入級対象となる児童生徒は、次の各号のいずれかに該当し、在籍校の学校長が入級を認める者とする。</p> <p>（1）小城市内に居住する児童生徒で<u>ほたる</u>における指導が効果的と見込まれるもの</p> <p>（2）本人及び保護者が<u>ほたる</u>に入級することを希望する児童生徒</p>